

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年10月3日 01時30分ごろ
発生場所	香川県土庄町小豊島南西岸 唐櫃港B防波堤西灯台から真方位151° 1.2海里付近 (概位 北緯34° 28.5′ 東経134° 06.5′)
事故の概要	引船第八大千丸は、台船大818をえい航して北東進中、両船が浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年11月9日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第八大千丸、19トン 260-46020香川、有限会社大野海運 B 台船 大818、総トン数不詳 なし、有限会社大野海運
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に凹損及び擦過傷 B 船底外板に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 東流約1.3～1.7ノット (kn)
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、無人のB船をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、土庄町豊島と小豊島との間の水路（以下「本件水路」という。）に向けて約6.5knの対地速力で自動操舵により北東進した。 船長Aは、本件水路に到達するまでには、まだ距離があり、周囲に他船を見掛けなかったため、数日前から停泊用発電機に発生していた漏水箇所を確認しようと機関室に降りて同発電機を運転した。 A船引船列は、船長Aが、船橋に戻ってきた際、小豊島が目前に迫っていることに気付き、左舵を取ったものの、小豊島南西岸の浅所に乗り揚げた。 A船引船列の喫水は、A船が船首約1.2m、船尾約2.8mであり、B船が船首約2.0m、船尾約2.7mであった。
分析	A船引船列は、船長Aが、船橋を無人にして見張りを行っていなかったことから、小豊島南西岸に接近していることに気付くのが遅れ、同岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。 A船引船列は、本事故当時、本件水路における東方に流れる潮流に

	よって圧流されたことから、小豊島南西岸に向かう態勢となって航行したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長Aが、船橋を無人にして見張りを行っていなかったため、小豊島南西岸に接近していることに気付くのが遅れ、A船引船列が同岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船橋当直者は、船橋当直に専念すること。